

地域人口の急減に対処するための 新たな組合づくりについて

特定地域づくり事業協同組合制度

総務省自治行政局地域力創造グループ地域振興室

特定地域づくり 事業協同組合制度の概要

昨年6月4日に施行された「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」に基づき、マルチワークによる雇用の創出によって、産業の担い手不足に悩む地域の事業者と、地方への移住に関心を抱く都市部の若者などをつなぐ画期的な手法としてこの制度は誕生した。

地域の事業者は、「仕事はあるが人がいない」「繁忙期と閑散期の差が大きく、通年で人を雇う仕事量はない」「1人常勤で雇うのは経営体力的に厳しい」などの課題を抱え、他方、都市部の若者などは、「地方への移住に対する興味はあるが、地方の仕事の雇用条件が不安」「何も知らない土地なので、まずはさまざまな業務を経験したい」との思いを抱いている、というケースが少なからず

ある。本制度は、中小企業等協同組合法と労働者派遣法を活用し、事業協同組合を通じて、地域の事業者が人材をシェアすることにより担い手を確保するとともに、就業者に対して安定した所得と社会保険、多様な働き先を提供することにより、若者などが地域に入る環境を整備するものである。

派遣先の組み合わせは、季節・曜日・時間などによる業務の繁閑や、農林水産業、食品加工などの二次産業、介護・運送・小売業などの三次産業をうまく組み合わせること、地域の実情に応じた多様な設計が可能である。

対象地域は、人口の急減に直面している地域である。人口規模・人口密度・事業所数などに照らし、地域づくり人材の確保について特に支援が必要な地区として、地域の実情に応じて都道府県知事が認める地区であり、過疎地域に限られないことに留意

が必要である。

財政面では、組合の運営経費について市町村からの支援に対し、国の特定地域づくり事業推進交付金および特別交付税措置の対象とするなど、手厚い財政支援措置が講じられていることが大きな特徴である。(図表1)

制度運用に当たって 留意すべき事項について

制度の健全な運用を確保するために、留意すべき事項について触れておきたい。

まず、本制度は中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合制度を活用した上で、国からの財政支援を組み合わせているものであることを鑑み、組合は派遣労働者を少なくとも二つ以上の派遣先事業者へ派遣し、かつ、一事業者当たりの労働時間を年間総労働時間の8割以内に抑える必要がある。

一事業者への派遣が8割を超えると、個人の直接雇用と実質的に差がなくなり、本制の趣旨にそぐわないためである。次に、労働需要に応じた職員を確保する

必要がある。派遣待機の状態や休業の期間をできるだけ短くし、派遣職員の稼働率が8割以上となるよう、組合は派遣先の確保に努める必要がある。(図表2)

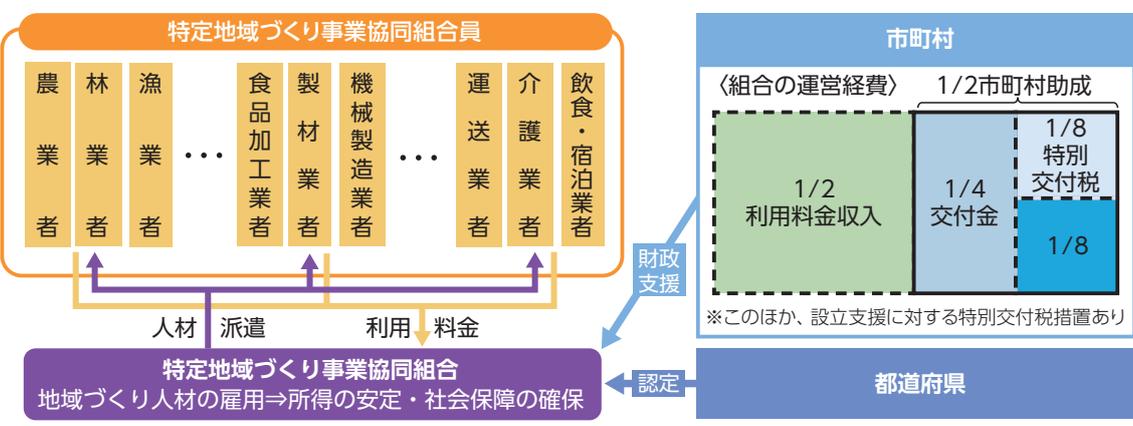
総務省に寄せられる問い合わせについて 組合の設立を検討する団体から寄せられる問い合わせのうち、代表的なものを紹介する。

【図表1】 特定地域づくり事業協同組合制度の概要

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和2年6月4日施行)

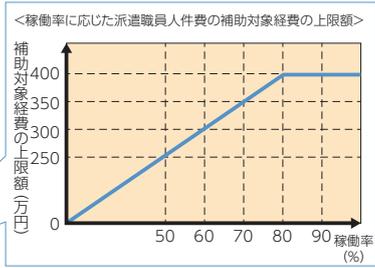


人口急減法の概要
 対象：人口規模・人口密度・事業所数などに照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
 ※過疎地域に限られない
 認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定(10年更新制)
 特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業(無期雇用職員に限る)を届け出で実施可能

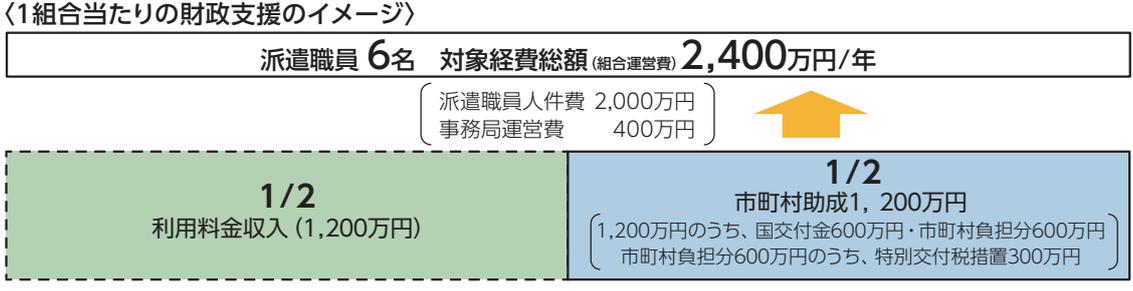


【図表2】 特定地域づくり事業協同組合に対する財政支援の概要

- 【国庫補助】
- 名称「特定地域づくり事業推進交付金」(予算計上：内閣府、執行：総務省)
 - 組合運営費の1/2の範囲内で公費支援(国1/2、市町村1/2)
 - 対象経費は、(1) 派遣職員人件費、(2) 事務局運営費
 - ・対象経費の上限額：派遣職員人件費…400万円/年・人、事務局運営費…600万円/年
 - 令和3年度予算案：5億円
 - 制度の健全な運用を確保するための仕組み
 - ①複数の事業者への職員派遣
 - ・派遣職員の一の事業者での労働時間は総労働時間の8割以内
 - ②労働需要に応じた職員の確保
 - ・派遣職員の稼働率が8割未満の場合は上限額を稼働率に応じて漸減



- 【地方財政措置】
- 特定地域づくり事業推進交付金に係る地方負担(措置率1/2)
 - 特定地域づくり事業協同組合の設立支援に関する地方単独事業に係る市町村負担(対象経費の上限額：300万円、措置率1/2)
- ※既存の移住・定住対策に係る特別交付税措置(措置率1/2(財政力補正あり)など)も活用可能。



①「市町村は組合員になることができるか」

市町村は、中小企業等協同組合法による事業者には当たらないため、組合員になることはできず、組合へ出資することや、組合員として派遣職員を受け入れることはできない。しかしながら、市町村から組合の設立支援のために補助など（特別交付税対象経費）を行うことや、組合員の利用に支障がない場合は一定の要件の下で員外利用により派遣職員を受け入れることは可能である。

②「1時間当たり1000円との総務省モデルの利用料金水準を満たす必要があるのか」

総務省の説明資料において、収支予算の一例として示している利用料金は、あくまでも例示であり、必ずしも1000円とする必要はない。実際の料金設定に当たっては、少なくとも最低賃金以上の水準とした上で、区内他の事業者の賃金や委託料などの水準、派遣労働者の処遇として適切な水準を踏まえて、地域の実情にあった利用料金を検討いただきたい。

③「組合の派遣職員は、無期雇用でなければならないのか」

届け出により労働者派遣事業を実施できるのは、全ての派遣職員が無期雇用職員である場合に限られる。仮に、1名でも有期雇用職員の派遣をする場合には、別途、労働者派遣事業の許可を取る必要がある。

活用を予定している市長の声

本制度の活用を予定している市長からのコメントを紹介する。

若者の力で市内事業の活性化を



<長崎県五島市>
野口市太郎市長

本市は生産年齢人口が減少し高齢化が進む有人国境離島地域で、人口減少が市の最重要課題である。本事業により市内外の若者に、市の基幹産業である農水産業をはじめ、観光・飲食・医療福祉など幅広い分野で活躍いただき、市内の人手不足解消と若い力による地域活性化を図り、若者の転出抑制・移住・定着につなげてまいりたい。

将来を見据えた地域づくり



<徳島県三好市>
黒川征一市長

本市は、四国一の広大な面積を有し、過疎、振興山村、辺地、特定農山村などの地域指定

となっている。地域的な条件不利性もあり、国勢調査における人口減少率は、48.3%と高い。本制度による地域産業の担い手確保は重要な課題と捉えており、継続した財政支援により、都市部などの若者目線を生かし、事業者の枠を超えた派遣事業の拡大を図りたい。

制度の活用に寄せる期待

業務の繁閑の差が大きい第一次産業が主要産業となっている地域においては、マルチワークという働き方がなじみやすい面があるのではないかと考えられる。

例えば、第一次産業に加え、第二次・第三次産業を組み合わせ、六次産業人材とすることなど、地方への人材回帰の受け皿となることが期待される。

さらに、単なる若い労働力として移住者を呼び込むことにとどまらず、祭りや地域活動への参画を通じ、地域活性化の担い手としても活躍してもらうことも有効であろう。

都市部で働く若者などの地方へのUIJターンによる移住・定住のきっかけとして、本制度が全国に普及し、安心して地方で暮らし続けることができる雇用環境が整っていくことに大いに期待しながら、総務省では各地の事例の情報提供や、組合の運営費に対する継続的な財政支援により、地方の取り組みを後押ししてまいりたい。

市政

令和3年3月号